

中国による防空識別圏の設定の撤回を求める決議

中国政府は 11 月 23 日、日本の領土・領海を含む東シナ海の広い空域に「防空識別圏」を設定し、北東アジアの緊張の高まりが強く憂慮される事態となっている。

この防空識別圏内においてわが国固有の領土である尖閣諸島の領空をあたかも「中国の領空」であるかのごとく扱っていることは、到底容認できない。

同時に、中国政府はこの防空識別圏において、国際社会の一般的な慣行に反し、あたかも自国の領空と同様の強制力を他国の航空機に及ぼす旨表明した。かかる一方的な措置は国際社会の普遍的なルールである、公海上空における飛行の自由を不当に制約するものであり、東シナ海における緊張を一層高め、ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定を脅かしかねない危険な行為である。

今回の中国政府の発表に対しては、日本以外の国からも懸念の声が上がっている。中国政府は、謙虚に世界の声に耳を傾け、国際社会の一員として責任ある理性的な行動をとり、公海上の飛行の自由を制限する一切の措置を撤回すべきである。

日本政府は、国際社会、国際機関と緊密に連携し、中国に対して、あくまで冷静かつ毅然たる姿勢で対応することで、わが国周辺の平和と安定を維持し、もって国家主権と国民の安全を確保するよう、必要な措置をとるべきである。

以上決議する。

平成 25 年 12 月 20 日

岐阜県可児市議会